

開発 変更許可申請手数料

…次に掲げる額を合算した額（条例 2 条 2 7 号）

★新たな土地の編入がある場合

土地の編入のみ	土地の編入+設計変更
編入する土地の面積に応じ、規定の額	編入前の開発区域の面積に応じた規定の額の 1 / 1 0 の額 + 編入する土地の面積に応じ、規定の額

★設計の変更（新たな土地の編入は無い場合）
開発区域の面積に応じた規定の額の 1 / 1 0 の額

★その他の変更 1 0 , 0 0 0 円
（工事施行者の変更など）

- 変更許可……法第 3 0 条第 1 項各号の事項を変更するとき（法第 3 5 条の 2）
- 法第 3 0 条第 1 項…①開発区域の位置、区域、規模
- ②予定建築物等の用途
- ③開発行為に関する設計
- ④工事施行者
- ⑤省令で定める事項
- 1）工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - 2）自己居住用、自己業務用、その他、の別
 - 3）市街化調整区域内の開発行為にあっては、当該開発行為が該当する法第 3 4 条の号及びその理由
 - 4）資金計画（自己居住用、自己業務用は除く）

軽微な変更…届出のみ（法第 3 5 条の 2 ただし書・第 3 項。省令第 2 8 条の 4）

- 軽微な変更……（1）設計の変更のうち予定建築物の敷地の形状の変更で、①予定建築物の敷地規模の 1 0 %未満の増減。②住宅以外の建築物敷地規模の増加で、当該敷地規模が 1 0 0 0 m²未満となるもの。
- （2）工事施行者の変更。（自己居住用・自己業務用建築物のみ。それ以外の場合は、工事施行者の氏名・名称、住所の変更に限る）
- （3）工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更